

中央税務会計事務所 ニュース

5月の税務

- 5月10日
 1. 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 5月16日
 2. 特別農業所得者の承認申請
- 5月31日
 3. 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知
 4. 3月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
 5. 3月・6月・9月・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 7. 9月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
 8. 消費税の年税額が400万円超の6月・9月・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
 9. 消費税の年税額が4800万円超の2月・3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2か月分、個人事業者は3か月分)〈消費税・地方消費税〉
 10. 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
- 5月中において都道府県の条例で定める日
 11. 自動車税(種別割)の納付
賦課期日…4月1日
 12. 鉦区税の納付
賦課期日…4月1日

《通信欄》

新緑がまぶしい季節となりました。ワールビズが5月より始まります。

去る四月二日に東京商工会議所にて創業・スタートアップ実態調査の統計が報告されました。調査対象は都内事業者(業歴十年未満中小事業者)二万二千件です。各統計の一部をご紹介させていただきます。①社長の創業時年齢は40代が33%、次いで50代が31%、60代16%、30代14%となっております。②従業員数は5人以下が74%、6人以上20人以下が20%です。③直近の売上高は1千万から5千万以下が32%、次いで1千万以下が30%、1億超が3%以下が17%、3億超が8%ありました。④事業の規模への考え方は規模拡大し成長を目指すか45%、規模はそのままで成長を目指すか35%。⑤社長の創業前の経歴は同業種を経験が48%、異業種を経験が16%、勤務先の承継が4%でした。⑥創業した事業のうち30%が介護・育児といったソーシャルビジネス、DX領域は21%でした。⑦コロナ前に創業した事業者のコロナ影響は売上増が34%、変わらず13%、減少が53%となりました。⑧創業の動機は複数回答で自分の裁量で仕事をかかったがトップが59%、経験知識を活かしたいが53%、企業経営に興味があるが48%でした。⑨使費は定価コストや利益率重視が41%、接合を志すが29%、取引重視が24%とありました。⑩当初の見通しと現状の比較は順調58%、順調でない42%と約半々の結果です。詳細は東京商工会議所「創業・スタートアップ実態調査」で見られます。ご参考まで。(中島)

■収益力改善・事業再生・再チャレンジの促進 「中小企業活性化パッケージ」の概要 ～フェーズに応じた総合的な支援～

前号の「経営コーナー」でもお伝えの通り、このほど経済産業省・金融庁・財務省が連携し、コロナ禍での中小企業を支援する「中小企業活性化パッケージ」を策定し、公表しました。

このパッケージ対策は、I「コロナ資金繰り支援の継続」とII「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援」の2つの柱で構成されており、コロナ禍の実質無利子・無担保融資などの資金繰り支援を継続するとともに、ポストコロナを見据えた対策として、事業者の経営状態のフェーズに応じた支援措置を打ち出しています。

そこで今号では、同パッケージ対策における「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援」の主な概要についてふれてみました。

■パッケージ策定の背景

日本の企業数の99・7%、雇用の7割を占める中小企業は、成長と分配の好循環のエンジンですが、コロナ禍の長期化によって増大する債務に苦しむ状態が続けば、十分な人材投資や設備投資が困難となり、成長と分配の好循環が停滞する恐れ

があります。

このような現状認識のもと、経済産業省・金融庁・財務省は「中小企業活性化パッケージ」を策定し、コロナ禍の資金繰り支援を継続するとともに、事業者のフェーズ（収益力改善フェーズ・事業再生フェーズ・再チャレンジフェーズ）に応じた次のような支援を措置しました。

■収益力改善フェーズ

①認定経営革新等支援機関による
伴走支援の強化

認定経営革新等支援機関による計画策定支援に加え、計画実行までの伴走支援（フォローアップや助言等）を強化します。

また、会社と経営者の資産の区分など、経営者保証の解除に向けた取り組みの支援も行います。

あわせて、伴走支援を実施した場合に限り、計画策定支援費用に対する支援を実施する運用へと変更します。

②協議会による収益力改善支援の
強化

中小企業再生支援協議会がコロナ禍で緊急的に実施している特例リスクフェジュール支援（コロナの影響で資金繰りに困っている中小企業等に対し、最長1年間の金融機関へのリスクフェジュール要請の上で新規融資を含めた金融機関調整、資金繰り計画の策定支援等）について、ポストコロナを見据えて収益力改善に向けた支援（収益力改善のためのアクションプラン等の策定支援、今後数年間の資金繰り計画の策定支援、金融機関との支援方針の目線合わせ等）にシフトします。

■事業再生フェーズ

①中小企業再生ファンドの拡充

中小企業再生ファンドは、債務超過に陥った企業の既往債務の買い取り、ハンズオン支援（専門家派遣）等の再生支援を実施するために、地域金融機関等とともに独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）が出資をして組成されるファンドです。

コロナ禍で行った中小機構の最大出資比率の引き上げ（50%→80%）に加え、補正予算（300億円）も活用し、コロナの影響が大きい業種（宿泊、飲食等）を重点支援するファンドの組成やファンド空白地域の解消を促進します。

②再生事業者の収益力改善支援の
拡充

事業再生に取り組む事業者の収益力の改善を促すため、事業再構築補助金において、通常枠よりも補助率を引き上げた「回復・再生応援枠」（補助率4分の3※中堅企業の場合は3分の2）を創設し、再生事業者の加点措置も実施されます。

また、ものづくり補助金においても、再生事業者の補助率の引き上げ（3分の2）のほか、審査時の加点を措置します。

- ③「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の策定・活用
増大する債務に苦しむ中小企業の円滑な事業再生等を一層支援するため、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」を策定します。
- ガイドラインでは、①関係者の事業再生等に関する基本的な考え方、②中小企業版私的整理手続を整理します。

■再チャレンジフェーズ

- ①個人破産回避に向けたルールの明確化

中小企業の廃業時における経営者の個人破産回避に向け、「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、金融機関が誠実に対応する、との考え方を明確化します。

- ②再チャレンジ支援の拡充

経営者の再チャレンジに向け、中小機構の人材支援事業を廃業後の経営者まで拡大します。

また、日本政策金融公庫の融資において、創業に再挑戦する方への支援措置（廃業歴等のある方が新たに事業を始める場合等の設備資金、運転資金）を拡充（運転資金の返済期間を「7年以内」から「15年以内」へと延長）します。

■収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する体制の構築

当該パッケージに基づき、令和4年4月1日より、全国47都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会を関連機関（経営改善支援センター）と統合し、収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する組織として「中小企業活性化協議会」が設置されました。

新組織では、中小企業再生支援協議会がコロナ禍で実施してきた増員体制（280名↓380名）を継続するとともに、地域の金融機関から100名規模のトレーニーも受け入れ、地域の支援専門家の育成も行います。この支援体制の構築によって、中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを地域全体で押し進めるとしています。

長引くコロナ禍による経営状況の悪化だけでなく、今後は膨らんだ債務の返済が困難になる中小企業も出てくるのが予測されます。このような現状を打開するため、パッケージ対策による公的支援が大いに活用され、中小企業の事業活性化に繋がることが期待されます。

中小企業活性化パッケージの概要（一部抜粋）

I. コロナ資金繰り支援の継続

■年度（令和3年度）末の資金需要への対応

- ①年度末の事業者の資金繰り支援等のための金融機関との意見交換・要請
- ②セーフティネット保証4号の期限延長（3月1日まで→6月1日まで）

■来年度（令和4年度）以降の資金需要への対応

- ①実質無利子・無担保融資、危機対応融資の継続等（3月末→6月末）
- ②日本政策金融公庫の資本金劣後ローンの継続（来年3月末まで）

II. 中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援

■収益力改善フェーズ

- ①認定支援機関による伴走支援の強化（4月～）
- ②協議会による収益力改善支援の強化（4月～）

■事業再生フェーズ

- ①中小機構が最大8割出資する再生ファンドの拡充（順次）
- ②事業再構築補助金に「回復・再生応援枠」を創設（春頃～）
- ③中小企業の事業再生等ガイドラインの策定（4月～）

■再チャレンジフェーズ

- ①経営者の個人破産回避のルール明確化（3月4日公表）
- ②再チャレンジに向けた支援の強化・中小機構の人材支援事業を廃業後の経営者まで拡大など（4月～）
- ・公庫の再チャレンジ支援融資を拡充（2月～）

◆中小企業再生支援協議会を関連機関と統合し、収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「中小企業活性化協議会」を設置（4月1日）